

要項第14号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会福祉員設置要項

（目的）

第1条 この事業は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民の自主的な助け合い精神を醸成し、地域の生活課題を地域社会全体で解決する仕組みを作るため、小地域ごとに福祉員を設置し、地域の福祉力の充実と福祉の風土を築くことを目的とする。

（配置基準）

第2条 福祉員は、目安として30世帯から40世帯に1名を配置するか、地区担当民生委員1名につき2名から6名を配置するものとする。ただし、地域の実情等でこれにより難しい場合は、行政区長との協議によるものとする。

（選任及び委嘱）

第3条 福祉員は、行政区長の推薦（様式第1号）により会長が委嘱する。

- 2 福祉員は、福祉活動に理解と関心があり、ボランティア精神に富み、地域内で信頼が厚い者とする。
- 3 市内を日常生活圏域ごとに分け、小川・玉里地区を偶数年度、美野里地区については奇数年度に委嘱するものとする。

（任期）

第4条 福祉員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 欠員が生じたときは、第3条の規定に基づき速やかに補充し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 後任者が就任するまでは、前任者がその役割を担うものとする。

（役割）

第5条 福祉員は、地域住民や関係機関と連携し、次の活動を行う。

- （1）地域内の福祉的問題の把握
- （2）地域内の福祉的情報の提供及び見守り活動
- （3）本会や行政で行っている福祉サービスの内容等福祉情報の伝達
- （4）本会主催の各種地域福祉活動（在宅ケアチーム、ふれあい・いきいきサロン、ボランティア活動等）の啓発及び協力
- （5）災害時における要援護者の避難支援
- （6）その他、必要と認められる活動

（秘密保持）

第6条 福祉員は、立場上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。ただし、公共の福祉のために適切な活用や災害時の場合は、この限りではない。

（事務局）

第7条 事務局は玉里地区においては本会本所、小川・美野里地区の事務局については、本会各支所におくものとする。

- 2 福祉員制度の運営経費は、本会の予算並びにその他の収入をもって充てる。
- 3 福祉員活動の安全を補償するため、本会負担において介護福祉・社会福祉総合保険に加入する。

（研修）

第8条 福祉員は、各種研修会等に参加し、その職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

（委任）

第9条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成22年3月8日から施行する。